

雇用の増加に応じた法人税額の控除制度

雇用の増加等、一定の要件を満たした場合に 1 人あたり 20 万円の税額控除

(23 年 6 月 30 日に施行され、25 年度までの時限措置)

●控除対象となる要件

1. 今年度の雇用保険被保険者が 2 人以上、かつ、10%以上の増加（雇用増加率）
2. 今年度の給与総額が増加（計算式：前年度の給与総額×雇用増加率×30%）
3. 前年度及び今年度に会社都合の離職者が未発生

●控除制度を受けるまでの流れ

年度開始

① ハローワークに雇用促進計画 1 及び 2 を提出
提出期限日
・ 23 年度：10 月 31 日
・ 24 年度以降：5 月 31 日

ハローワークは「雇用促進計画 1」に受付印を押印して返却

年度中

ハローワークに求人申込の手続

年度終了

② ハローワークに雇用促進計画 1 を提出
提出期限日：4 月 1 日から 5 月 31 日

開始時に押印された「雇用促進計画 1」に達成状況を記入

②の書類提出後から 1 ヶ月以内

③ハローワークから雇用促進計画 1（写）が事業所に返送

確定申告

④税務署に確定申告書を提出（③の確認証明書を添付）

以上